

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店**」、「**総合スーパー**」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「、」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
			糖類製造業
56	561	5611	百貨店，総合スーパー
		5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58	589	5891	飲食料品小売業
60	603	6031	コンビニエンスストア
		6031	その他の小売業
		6091	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095		食料品製造業	名称変更
			砂糖・でんぷん糖類製造業	
56	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
		5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

金額改正の場合「千葉県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金」

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正と取り扱い**、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設として取り扱う**こと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）

各種商品小売業 最低賃金 改正申出書	百貨店、総合スーパー 最低賃金 改正申出書	糖類製造業 最低賃金 改正申出書
--------------------------	-----------------------------	------------------------

- ・ 現行の特定最低賃金の改正であることの確認
- ・ 適用対象業種の範囲に変更がないことの確認

申出要件を確認し、受付

申出書の件名（旧産業分類）で必要性審議の諮問

必要性の審議

必要性
有

必要性
有

必要性
無

申出書の件名（旧産業分類）で答申

申出書の件名（旧産業分類）で
金額審議の諮問

金額審議の諮問

申出書の件名
（旧産業分類）
で答申
件名変更等は
しない

- 金額審議において改正金額について答申
- 答申文（本体）の件名は諮問に揃える
- 答申文（別紙）に新産業分類に基づき件名及び適用対象業種の範囲を記載

答申文のイメージ

<p>< 答申文（本体） ></p> <p>労働局長 地方最低賃金審議会長</p> <p>県各種商品小売業の改正 決定について（答申）</p> <p>（以下、略）</p>	<p>労働局長 地方最低賃金審議会長</p> <p>県百貨店、総合スーパーの 改正決定について（答申）</p> <p>（以下、略）</p>
---	---

件名は諮問に揃える

県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）

（以下、略）

< 答申文（別紙） >

（別紙）

県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

新産業分類に基づき
件名を記載

1 （略）

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者

4～6 （略）

（別紙）

県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

新産業分類に基づき
適用対象業種の範囲を記載

1 （略）

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

4～6 （略）